

長野県防災会議

長野県地域防災計画 平成28年度修正の概要について

平成29年3月7日
長野県危機管理部

県地域防災計画について

都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

(災害対策基本法第40条)

県地域防災計画について

- ① 風水害対策編（369頁）
- ② 震災対策編（210頁）
- ③ 火山災害対策編（164頁）
- ④ 原子力災害対策編（19頁）
- ⑤ その他災害対策編（113頁）

（雪害/航空災害/道路災害/鉄道災害/危険物等災害/大規模な火事災害/林野火災）

県地域防災計画について

長野県地域防災計画修正の経過

昭和38年3月22日作成

- その後毎年検討を加え
修正を行なっている。
今回が52回目の修正となる。

平成28年度 主な修正について

平成28年度修正について

- 1 水害に強い地域づくり・警戒避難体制の強化
- 2 火山防災対策の強化
- 3 ボランティアとの連携・協働体制の強化
- 4 災害廃棄物対策の強化
- 5 被災観光地の早期復興

平成28年度 主な修正について

[関係部局から

- 水防法の改正
- 長野県災害廃棄物処理計画
- 被災観光地の復興

について説明]

平成28年度 主な修正について

1 水害に強い地域づくり・警戒 避難体制の強化

平成27年9月関東・東北豪雨の
教訓と水防法の改正を受け、警戒
避難体制の更なる強化を行う事項
を記載

平成28年度 主な修正について

1 水害に強い地域づくり・警戒

避難体制の強化

- (1) 被害軽減の契機となる分かりやすい**地域の水害リスクの開示**
- (2) **想定される最大規模の降雨**による氾濫を想定した**浸水想定区域の指定**等の公表並びに市町村へ通知
- (3) **業務継続計画**の策定に係る重要な要素の明確化

平成28年度 主な修正について

2 火山防災体制の強化

- (1) **火山災害警戒地域**の指定を受け、
該当地域（市町村）の記載と求め
られる役割を記載
- (2) **長野県登山安全条例**に基づく登
山者自身の安全確保（**登山届**等）
について記載

平成28年度 主な修正について

3 熊本地震の教訓を受けたボランティアとの連携・協働体制の強化

被災地での**ボランティア**の円滑な活動を行い、社会福祉協議会、NPO、NGOとの連携・協働体制を強化するため**情報共有の場の設置**について記載

平成28年度 主な修正について

4 災害廃棄物対策の強化

廃棄物処理法の改正及び長野県災害廃棄物処理計画の策定に基づき、大量の廃棄物の発生に対応する広域的な連携体制の強化等について記載

平成28年度 主な修正について

4 災害廃棄物対策の強化

- (1) 新たに策定した長野県災害廃棄物処理計画(H28.11)の内容を反映
- (2) 仮置き場の確保等災害廃棄物処理計画に定めるべき事項を記載
- (3) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保、及び民間連携の促進について記載

平成28年度 主な修正について

5 被災観光地の早期復興

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止のため、関係機関が連携した観光地の誘客体制の整備及び総合的な支援が行えるよう

「被災した観光地の復興」の項目を計画に追加

平成28年度 主な修正について

6 その他

- (1) 平成28年台風第10号災害の教訓を受けた、避難情報の新たな名称
避難準備・高齢者等避難開始
避難指示（緊急）
- (2) 平成29年4月からの長野県現地機関の組織見直しを反映
地方事務所→地域振興局

6 その他 (1) 避難情報の新たな名称

避難情報の新たな名称と伝え方のイメージ

新たな名称

以下①～③の点を考慮

- ①できるだけ短く
- ②「避難準備」という言葉は残しつつ
- ③情報が持つ意味を名称に付記

(変更前)

避難指示

避難勧告

避難準備情報



(変更後)

避難指示(緊急)

避難勧告

避難準備・高齢者等避難開始

記載のイメージ(ハザードマップの例)



| 避難情報の種類 | とるべき避難行動 |
|---------------|--|
| 避難指示(緊急) | 緊急に避難して下さい。 外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難して下さい。 |
| 避難勧告 | 速やかに避難を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。 |
| 避難準備・高齢者等避難開始 | 次に該当する方は、避難を開始して下さい <ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方 ・〇〇川沿いにお住まいの方(※) なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。 それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 |

(※) 急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に記載

6 その他 (2) 県現地機関の組織見直し

平成29年4月から
長野県の現地機関が変わります



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

○地方事務所は、

地域振興局になります。

地方事務所の業務は、税務・建築関連業務を除き、地域振興局が引き継ぎます。
場所は、県の合同庁舎内になります。

◇変更点

- | | | |
|---------|---|--|
| 【地方事務所】 | ⇒ | 【地域振興局】 |
| 地域政策課 | ⇒ | 総務管理課（パスポート、防災、NPO法人関連業務など） 企画振興課（地域課題窓口、地域発元気づくり支援金など） |
| 税務課 | → | （県税事務所へ） |
| 建築課 | → | （建設事務所へ） |



地域振興局長のリーダーシップのもと、県の現地機関が連携して、スピード感を持って主体的・積極的に地域課題に取り組みます。

地域振興に向けた皆様のアイデアをお寄せください。